

改正案	現行
<p>（機構へ加入する手続）</p> <p>第二条の二 法第二百六十五条の三第二項の規定により機構に加入する手続をとろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を加入しようとする機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあつては取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（機構へ加入する手続）</p> <p>第二条の二 法第二百六十五条の三第二項の規定により機構に加入する手続をとろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を加入しようとする機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役及び監査役（委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する委員会設置会社をいう。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二六（略）</p> <p>2（略）</p>